



広報誌

2020

9

No.1024

やま ま と た か が だ



市PTA協議会が「子ども夢街道」の活動として「えがおで つながれ 高田っ子」をテーマに、折り鶴で「オブジェ」を作成しました(8月12日撮影:市役所1階ロビー)

掲載している市主催のイベントなどについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催時点で中止・延期となっているものがあります。最新の情報は市ホームページまたは、各お問い合わせ先まで確認してください。ご理解・ご協力をお願いします。

消費生活センター特集 ①～② 新型コロナウイルス接触アプリ「COCOA」 ③ 新型コロナ感染対策 ④

定例市議会 ⑤～⑦ 新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました/手話 ⑦

大和高田市中小企業等家賃支援給付金 ⑧ 犬の飼い主さんへのお願い 他 ⑨

「インターネット公売」の実施/まちの話題 ⑩ いま、市立病院では ⑪ 人権シリーズ ⑫ BOOKサロン ⑬ 各種相談 ⑭

INDEX

こんな相談増えています！

大和高田市消費生活センターの近況

大和高田市消費生活センターでは、消費者トラブルに関する相談を受け付けています。

最近寄せられた相談では、「インターネットで、お試し価格で販売していた商品が、実は高額な定期購入だった。業者に解約を申し出ても応じてくれない」といった通信販売トラブルや、「SNSで簡単に儲かるという広告を見て高額な情報商材を購入したが、全然儲からなかった」といった情報商材トラブルがあり、トラブルの内容は多岐にわたっています。

ここでは、近年市内でどのような相談が多いのか、またその傾向と対策について紹介します。

本市における相談件数と傾向

過去5年の相談件数は、表1のとおりです。平成29年度・平成30年度の相談件数が増加していますが、原因としては、架空請求はがきに関する相談が急増したことにあります。一時的に増加した架空請求はがきを除くと、主要な相談内容としては、大きく分けて店舗購入、訪問販売、通信販売、電話勧誘の4種類となります。そこで、過去5年の各販売購入形態別の相談件数(図1)および相談者の年代別相談件数割合(図2)を見てみます。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
269件	303件	368件
平成30年度	令和元年度	
324件	278件	

(表1) 本市消費生活センターにおける年度別相談件数

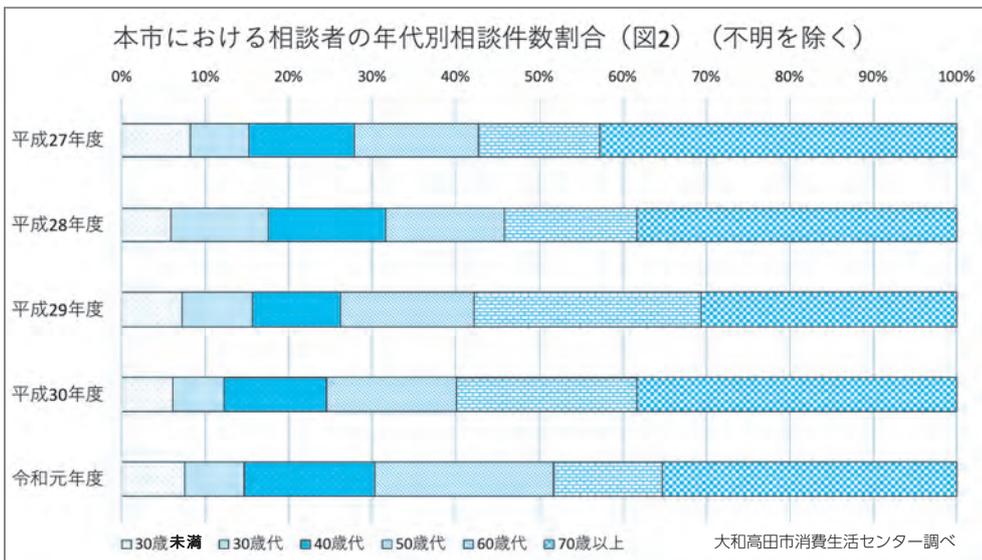
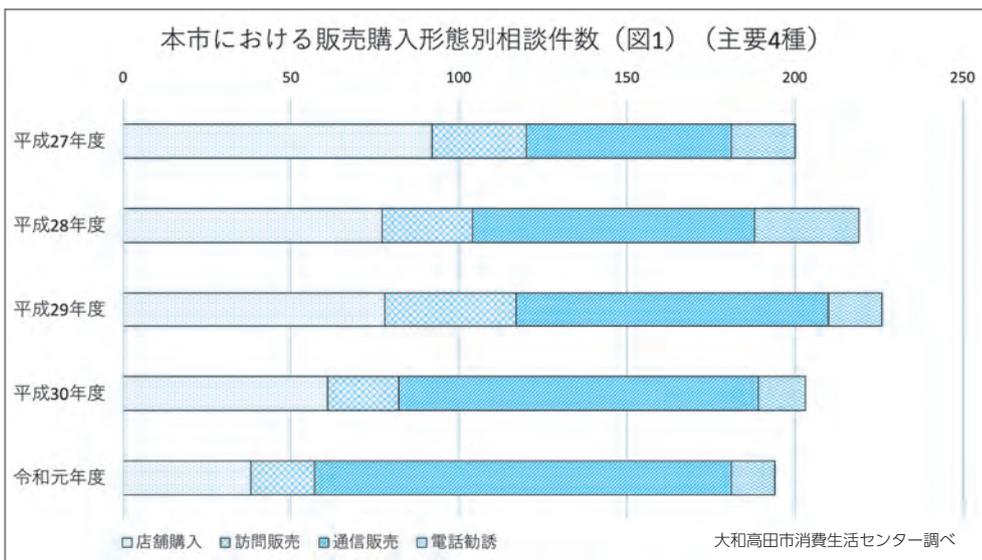


図1を見ると、過去5年の相談件数で店舗購入が半分以上になり、反対に通信販売が約2倍になっています。また、図2を見ると、全ての年度において、相談者の約半数が60歳以上となっています。

図1・図2より、相談者の年代別割合は、高齢者の架空請求はがきの相談が急増した平成29年度・30年度を除いて大きく変化しておらず、通信販売の相談件数が2倍近くになっていることから、これまで通信販売を利用していなかった60歳以上の人も利用しはじめ、消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えていることがわかります。

相談の多い通信販売の中では、健康食品などのインターネット通販における定期購入トラブルや、情報商材、その他アダルト情報サイトなどのデジタルコンテンツが多くなっています。

相談の多い通信販売に関するトラブルの対策

通信販売には、クーリング・オフ制度(※1)が適用されず、購入する際に示される「解約・返品可否」「解約・返品条件」などの返品特約に従うこととなります。相談が急増しているインターネット通販では、特定商取引法により、最終確認画面上に定期購入の契約であるかどうか、また支払代金の総額などの表示が義務付けられています。

インターネット通販を利用するときは、その最終確認画面を印刷もしくはスクリーンショット(※2)で保存しておく、トラブルの防止に役立ちます。

また、業者に電話をしてもつながらず、解約の申請期間が過ぎてしまう可能性も考えられます。業者に連絡をした際の証拠を残しておきましょう。また、FAXやメールなどでも業者に問い合わせをして、証拠を残しておくことも有効です。

※1クーリング・オフ制度：法定書面を受け取った日から法律で定められた期間内であれば、無条件で一方的に契約を解除できる制度。

※2スクリーンショット：パソコンやスマートフォンで表示している画面を画像データとして保存する機能。

消費生活トラブルにあわないために

消費生活トラブルの原因は、悪質業者によって意図的に起こされるもの、業者あるいは消費者の過失によるものなど、さまざまです。その中で、やむを得ないトラブルもある一方で、消費者がよく確認していれば未然に防げていたトラブルも少なくありません。特に本市で相談の多い通信販売については、意図的に誤解を招くような広告や説明が原因の相談が多く、契約書面やインターネット通販の最終確認画面などで内容をよく確認していれば防げるケースが多いのが現状です。トラブルに巻き込まれてしまったら、一人で悩まずに消費生活センターに相談してください。ただし、状況によってはどうにもならないことも少なくありません。また最近では、通信販売トラブルの増加や新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法が出てきているように、社会情勢の変化に応じて、次々と新たなトラブルが起こります。消費者自身が、そもそもトラブルにあわないように、契約内容の確認の徹底や消費者トラブルに関する知識をつけていきたいと思います。

本市消費生活センターでは、本誌で原則毎月、実際にあつた相談事例やその対策を紹介しています。いつ、どのような消費者トラブルに巻き込まれるかわかりません。また、トラブルの事例は日々変化しております。これまで読んだことのない人はぜひ参考にしてください。

大和高田市消費生活センター

▽相談日時 月～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前10時～正午、午後1時～4時

▽相談場所 大和高田市役所3階

※8月13日現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来所による相談は直接関係書類などを確認する必要がある場合など、相談員が必要であると判断した場合のみで、原則電話による相談とさせていただきます。

▽電話番号

☎22・1101 (内線274・314)

〔広報広聴課 内線291〕



新型コロナウイルス接触アプリ「COCOA」

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをスマートフォンにインストールしましょう。

◎陽性者（1メートル以内、15分以上）と接触した可能性をアプリから通知を受けることができます。

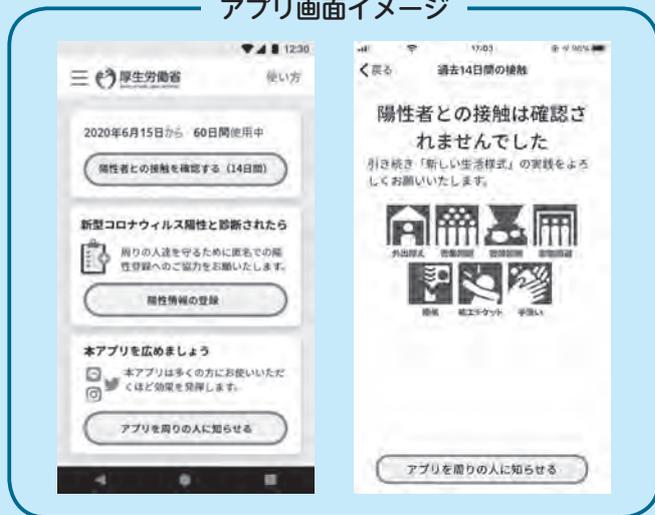
◎利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

利用者本人の同意を前提として、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用しています。

※ブルートゥースをオフにすると記録しません。

アプリ画面イメージ



▲過去14日間において、陽性者との接触可能性を確認することができます。

〔プライバシー対策もとられています〕

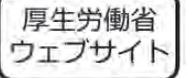
- 電話番号や位置情報など個人が特定される情報は記録されません。
- 端末内のみでランダムな符号を生成して記録されます。
- いつ、どこで、誰と接触したのかは互いにわかりません。
- 記録は14日経過後に自動消去されます。

接触確認アプリは下記よりダウンロードできます。

iPhoneの方はこちら  Androidの方はこちら 

 からダウンロード  で手に入れよう

知らないうちに、拡めちゃうから。  詳しくはこちら 



上記QRコードでインストールできない場合は、App StoreまたはGoogle Playにて「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。



新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は市ホームページでもお知らせしています。

<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kenko/coronavirus.html>

大和高田市 新型コロナ最新情報

検索



▲国・県・市の支援策を個人・事業者・学生ごとにまとめてわかりやすく掲載しています。

みくちゃんからのおねがい

新型コロナ感染対策

しょうね

基本の感染症対策

症状がなくてもつける
せきエチケットも忘れずに

マスク着用

2m
(最低1m)

距離をとる

帰宅後は手や顔を洗いでできるだけ
すぐ着替えてシャワーを

手洗い

せうけんて
30秒!

うがいもね!

3密を避けよう!

密閉空間

換気をしっかり

多くの人が密集する場所

密接する会話

離れてマスクを!

新しい生活様式を実践しましょう

買い物

電子決済を利用

通販も利用

一人または少人数で空いている時間に

■計画を立てて素早く
■レジに並ぶ時は、前後にスペース

娯楽・スポーツ

筋トレやヨガは自宅で動画活用

■狭い部屋での長居を避ける
■公園は空いた時間、場所を選ぶ
■ジョギングは、距離をとって少人数で
■歌や応援は、距離をとるかオンラインで

食事

おしゃべりは控え
対面ではなく横並びで食べる

テイクアウト
デリバリーも利用する

■大皿を避け、個別のお皿で食べる
■お酌、まわし飲みをしない
■屋外空間で気持ちよく

冠婚葬祭

■大人数での会食を避ける
■発熱、風邪症状があったら参加しない

帰省や旅行を控えるために

■感染が流行している地域には行かない

今はがまん

**公共交通機関は混雑時を避け
おしゃべりは控える**

徒歩
自転車も併用



新型コロナウイルス感染症の状況は日々変化しています。気を緩めず、新しい生活様式を実践しましょう。このチラシは市ホームページからもダウンロードできます。



令和2年度 大和高田市一般会計補正予算 2億2,725万6,000円などを可決

令和2年6月定例市議会は、6月12日から18日までの7日間開催されました。

本定例会には、専決処分報告2件、人事案件15件、令和2年度一般会計・特別会計及び企業会計の補正予算5件、条例案件6件、財産取得案件1件及び意見書1件の計30議案が提出され、それぞれ承認・同意・可決されました。

本号では、18日に行われた一般質問の一部についてお知らせします。

なお、人事案件については、固定資産評価審査委員会の委員として阪口昌史氏の選任（再任）に、農業委員会の委員として13名の（委員氏名は末尾に掲載）任命に、それぞれ同意されました。

一般質問

問 新型コロナウイルス感染症拡大における経済対策や医療体制について

・本市の各種支援策が行われる中での将来の財政運営と今後の検査・医療体制の見直しについて

創生高田 島田議員

答 新型コロナウイルス感染症対策及び地域経済や市民生活の支援に対する取組みについては、国の補助金等を活用するとともに、個別の補助金の対象とならない施

策については、国の『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』を活用することを基本として事業を進めてきた。現在、取り組んでいる新庁舎建設事業や今後の総合体育館、クリーンセンター中継施設及び市立病院などの施設整備に多額の経費が見込まれる状況である。

次年度以降の予算編成においては、刻々と変化する現状を十分に見極め、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しながら取り組んでいきたい。また、検査及び医療体制については、県に協力できる体制をとりつつ、大和高田市医師会とも協議を行い、医療現場への負担を減らすための多角的な取組みを検討していきたいと考えている。

策については、国の『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』を活用することを基本として事業を進めてきた。現在、取り組んでいる新庁舎建設事業や今後の総合体育館、クリーンセンター中継施設及び市立病院などの施設整備に多額の経費が見込まれる状況である。

問 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

・本市独自の施策について

創生高田 植田議員

答 令和2年3月以降、水道料金基本料金2か月分の免除、中小企業者・個人事業主への休業協力金の支給及び感染された場合に重篤化するリスクが高い方へのマスクの配布など、18項目におよぶ本市の独自施策を実施してきたところである。これまでの施策は、国の緊急事態宣言のもと、さらなる拡大の防止を図りながら、現に大きな影響を受けている市民生活や経済に対して、国や県の制度と連動して支援を行うものが中心であった。

今後は、国の緊急事態宣言の解除を受け、都市間の往来等が徐々に緩和されつつある今、新型コロナウイルス感染症に対する警戒や緊張感を緩めることなく、市内に活気があふれるような効果的な独自施策を検討していきたい。

の解除を受け、都市間の往来等が徐々に緩和されつつある今、新型コロナウイルス感染症に対する警戒や緊張感を緩めることなく、市内に活気があふれるような効果的な独自施策を検討していきたい。

問 市立病院における新型コロナウイルス感染症対策等について

・市立病院での発熱外来施設の設定と出産費用の支援について

絆 萬津議員

答 これまでの発熱外来の対応については、仮設の発熱外来診療所を設置するという対応ではないが、令和2年5月11日より来院される患者・家族または業者などを対象に、北側の正面玄関のみを出入り口と

し、院内に入る前に発熱チェックと問診を実施している。こうした対応により、新型コロナウイルス感染症を含む感染症疾患が疑われる患者を早期に覚知し、別の場所で診察を行うことで、他の来院者と接触しないよう対策を講じてきたところであり、今後も院内感染の予防に努めたいと考えている。

また、出産費用の支援については、現在加入している健康保険から出産育児一時金として42万円が支給される補助制度があり、出産費用のほとんどが賄われている。しかし、深夜の出産等では、一時金の範囲内で賄うことができない場合もあることから、妊産婦への経済的支援について、何らかの追加支援が可能であるか慎重に検討していきたい。

問 「新しい生活様式」withコロナと給付・支援について

・GIGAスクール構想（高速通信ネットワーク）を利用して、子どもの資質・能力を最大限に引き出せるよう教育ICT環境を整備する構想）を前倒ししてどう活用するのか

公明党 米田議員

答 新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の臨時休業で授業が行えなくなったため、急ぎよ将来の家庭学習にも対応できるように、

し、院内に入る前に発熱チェックと問診を実施している。こうした対応により、新型コロナウイルス感染症を含む感染症疾患が疑われる患者を早期に覚知し、別の場所で診察を行うことで、他の来院者と接触しないよう対策を講じてきたところであり、今後も院内感染の予防に努めたいと考えている。

今年度中に1人1台端末の整備を進めるもので、多様な子どもたちに対し、個別最適化された学びを提供できると考える。インターネットなどを活用することで、さまざまな情報の収集・分析といった調べ学習や文書作成、写真などを用いた資料・作品の制作等への活用が可能となるほか、第2波への備えとして、家庭学習において動画による授業提供を行うことができると考えている。また、通信環境のない家庭や通信費等の捻出が困難な家庭に対しては、モバイルルーターやDVDプレーヤーの貸出し等により、動画による授業提供を行えると考

問 がん検診について

・新型コロナウイルス感染症対策で中止になったがん検診について

公明党 横田議員

答 毎年がん検診について

は、受けやすい検診を目指し地元の協力を得ながら、身近な場所にも出向き実施している。しかし、令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、上半期のがん検診を中止とし、下半期のがん検診も密集を避けるため、定員を通常の半分以下での予約としたところである。

また、公民館でのがん検診の実施については、受診者同士が接触を避けることのできる動線の確保が困難であり、今年度の実施は難しいと考えている。

今年度には、今年度受診できなかつた方に受けてもらえよう、胃がん検診車の台数を確保するとともに、状況を見ながら公民館での実施や不足分を補える配車計画をしていきたい。

問 避難所における感染防止対策について
・分散避難体制の構築について

公明党 砂原議員

答 本市の指定避難所では、

入口で避難者に検温と問診を実施し、少しでも新型コロナウイルス感染症の疑いがある方については、動線を完全に分離するとともに、看護職員が体調管理を行い、状況により救急搬送の手配を行うことも想定している。

また、地震などの大規模災害や新型コロナウイルス感染症の予防対策により、避難所のスペースが不足する可能性もあり避難者の一時避難場所として、昨年、奈良県遊技業協同組合大和高田支部との間で『災害応援協定』を締結したところである。

今後もし引き続き、災害発生に備え、各方面との災害応援

協定の締結に向けて取り組んでいきたいと考えている。

問 学校再開における対応について
・校内における感染症対策と学習の遅れについて

日本共産党 沢田議員

答 校内における感染症対策については、市立の

幼稚園・学校に向け、マスク、アルコール等を配布し、手洗いの励行、効果的な手洗いの方法や手指消毒についての指導を行うとともに、可能な限り窓を開け換気に努めている。また、トイレの清掃や給食の配膳などについては教育活動の一環であることを念頭に入れながら、今後のコロナ禍の状況を踏まえ、支援員の配置等を検討していきたい。

学習の遅れについては、学校の休業期間が長期におよんだことにより、年度当初に編成した各学校の教育課程について、子どもたちの学びを最大限保障するという観点に立った見直しが必要な場合があると考えている。教育活動の企画立案の中心的な役割を担う各校の教務主任が、各校の実態や取組状況などを持ち寄ることにより、単元の組み替えや次年度以降への繰り越しなどを検討し、学校教育の充実につなげていきたい。

問 新型コロナウイルス感染症対策のもとで高齢者の孤立を防ぐ取組みについて
・見守り活動など高齢者支援の現状と課題について

日本共産党 所議員

答 令和2年3月に75歳以上

の独居高齢者約3,600人を対象に、状況を把握するため個別に文書を発送したところである。その結果、連絡や相談のほか新たに42人が緊急通報システムなどのサービスにつながった。また、毎年民生委員に70歳以上の独居高齢者へ個別訪問をおこなっていたが、以前と様子が違う、安否確認がとれないなど、支援が必要な高齢者がいた場合は市へ連絡をいただいている。

今後の課題については、身近な地域での居場所となる活動が中止になっていったが、再び感染が広まると、これまでのように直接会って支援することが困難であるため、新しいニーズの掘り起こしが難しくなることから、訪問等の直接接触以外の関わりを検討していきたい。

問 介護・福祉事業者の新型コロナウイルス禍対応への支援について

日本共産党 向川議員

答 厚生労働省の臨時的な

介護事業所への支援策として、サービス利用者本人の同意を得れば、ケアプランの変更がなくても提供サービスの臨時的に変更できる取扱いと、通所事業所が訪問サービスの臨時に提供することが認められるとともに、サービス時間が基準に満たない時間に短縮された場合もサービスを提供したものと認めるなど、介護報酬についての臨時的な措置が講じられているところである。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所の人員が基準を満たさなくなった場合でも、基準を満たしているのみならずといった措置も講じられている。

なお、本市が実施している介護予防・日常生活支援総合事業においても、国に準じて対応しているところであり、市内における事業所の休廃止は現在のところない。

●関係省庁等へ提出した意見書●

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書

委員会
審査結果

総務財政委員会

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）ほか4議案
全会一致で原案どおり可決

民生文教委員会

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）ほか5議案
全会一致で原案どおり可決

環境建設委員会

大和高田市営住宅条例の一部改正について
全会一致で原案どおり可決

★農業委員会の委員の任命については次の方々が同意されました。

- | | |
|-----------|-----------|
| 西川 達也氏（新） | 上田美加子氏（再） |
| 梅田 昌宏氏（再） | 久雄氏（再） |
| 小川 隆興氏（再） | 奥本 正嗣氏（再） |
| 吉井己容子氏（新） | 中江 彰氏（再） |
| 藤岡 秀信氏（再） | 本郷 保則氏（再） |
| 前田 全計氏（再） | 吉岡 重治氏（新） |
| 弓場 一郎氏（再） | |

次の定例会は、9月4日に開会の予定です。

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

令和2年7月20日に市長より農業委員13名が任命され、また同日、農業委員会より農地利用最適化推進委員4名が委嘱されました。任命式後に農業委員会総会を開催し、委員会の構成が決まりました。
新たな農業委員、農地利用最適化推進委員の構成は次のとおりです（敬称略）。

○農業委員会

- 会長 弓場 一郎
副会長 藤岡 秀信
鶴山 久雄

農政部会

- 部長 梅田 昌宏
副部長 吉岡 重治
部会長 上田美加子
部会員 小川 隆興

農地部会

- 部長 本郷 保則
副部長 前田 全計
部会員 鶴山 久雄
奥本 正嗣

○農地利用最適化推進委員

- | | |
|------|-------|
| 第一地区 | 安井 進 |
| 第二地区 | 鬼頭 淳悟 |
| 第三地区 | 松村 謙三 |
| 第四地区 | 米田 博明 |

〔農業委員会事務局〕

内線354



手話を覚えましょう

おぼ



今回は、自分の住んでいるところ「大和高田市」を手話で表してみよう。

音声言語での「五十音」は、手話言語では「指文字」で表されます。手話がわからないとき、手話を補足するとき、固有名詞を表現するときなどに使います。今回は、その指文字をいくつか使って表現します。

〈大和（やまと）〉

指文字の「や」を作り、胸の前で左から右へ弧を描く。

〈高（たか）〉

指文字の「こ」を作って上に上げる。

〈田（だ）〉

漢字の形から、両手親指と小指を根元から曲げ、人差し指、中指、薬指の手の平を合わせ、「田」の形を作る。

〈市（し）〉

指文字の「し」。数字の「7」になります。小指と薬指を曲げ、手の甲を前に向ける。



〔社会福祉課 内線534〕

事業者向け

大和高田市 中小企業等家賃支援給付金

〈概要〉

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が著しく減少した市内事業者に対し、事業活動に要する建物および土地などの賃料の一部を補助します。

〈申請要件〉

- ① 市内に所在する建物および土地などに対して、賃料を支払っていること。
- ② 国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること。
- ③ 申請時点で事業収入を得ており、事業継続の意思があること。

※本給付金の申請に先立って、国の家賃支援給付金を申請してください。

(詳しくは、家賃支援給付金ポータルサイトをみてください)

〈給付額〉

賃料(月額)×3分の1(給付率)×3か月分
(千円未満切り捨て)
3か月分の給付総額の上限は20万円とします。

※対象となるのは、国の家賃支援給付金を受給した市内の物件のみです。

〈申請書類〉

- ① 申請書兼請求書(様式あり)
- ② 誓約書(様式あり)
- ③ 国の「家賃支援給付金の振り込みのお知らせ」はがきの写し

④ 賃貸借契約書などの写し【国提出書類】

⑤ 国の家賃支援給付金の申請日の直前3か月分の賃料支払実績を証明する書類

【国提出書類】

⑥ 本人確認書類の写し(個人:運転免許証、保険証など 法人:登記簿など)

⑦ 振込先口座の通帳などの写し(通帳1ページ目の見開き部分)

※必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

※申請書などの様式は市ホームページからダウンロードするか、産業振興課まで連絡してください。

〈申請方法〉

郵送での申請をお願いします。

【期間】

令和2年8月7日(金)

～令和3年2月15日(月)

※令和3年2月15日の消印有効。簡易書留などの方法で郵送してください。

【宛先】

〒635-8511

大和高田市大100番地1

大和高田市役所 産業振興課 宛

※封筒の表面に「家賃支援給付金申請書在中」と記入してください。

〔産業振興課 内線265〕

犬の飼い主さんへのお願い

◎登録をしましょう

犬を飼い始めたら、市役所環境衛生課で登録をしてください。また、犬の所在地や飼い主が変わったとき、犬が死亡したときも必ず届け出てください。

※「狂犬病予防法第4条」で定められています。

◎年に1回狂犬病予防注射を受けましょう

※「狂犬病予防法第5条」で定められています。

◎鑑札・注射済票を首輪につけましょう

犬を登録すると鑑札を、また、毎年狂犬病予防注射を受けると注射済票を交付しますので、必ず首輪につけておきましょう。

※飼い犬が迷子になったときに、鑑札や注射済票の番号で、飼い主さんを早くみつけることに役立ちます。

※「狂犬病予防法第4条、第5条」で定められています。

◎放し飼いはやめましょう

犬を飼うときは、鎖などでつなぐか、しっかりと囲いの中で飼いましょう。また、散歩するときは手綱を放さず、人通りの多いところでは、リードを短く持つようにしましょう。

※放し飼い、リードなしの散歩は「奈良動物愛護及び管理に関する条例第5条」で禁止されています。

良泉動物愛護及び管理に関する条例第5条」で禁止されています。

◎フンは持ち帰りましょう

飼い犬を散歩させるときは、フンを取る用具を携帯し、必ず拾って自宅に持ち帰りましょう。

※「大和高田市ポイ捨て防止等に関する条例第1条、第8条」により禁止されています。

〔環境衛生課 内線281〕

低圧進相コンデンサの火災について

低圧進相コンデンサとは、工場のモータで稼働する設備（低圧200V～600V）など、電気機器の力を改善する目的で配電盤などに設置されているものです。

低圧進相コンデンサから出火する火災は例年、暑さが続く夏季に多発し、ほとんどが長年使用による絶縁劣化が原因で発熱、出火しています。低圧進相コンデンサの火災を防ぐために有効な対策として、

①機器を使用しないときはメインブレーカーを切り、低圧進相コンデンサに電圧がかからないようにすること。

②昭和50年（1975年）以前に製造された製品には保安装置が内蔵されていないため、被害が拡大する危険性があるので、使用の停止

や交換をすること。

③概ね10年以上経過したものは、専門業者による点検を受け、計画的に交換すること。

が挙げられています。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

令和2年秋の全国交通安全運動

県内での交通事故発生状況は、発生件数、負傷者数および死者数は減少傾向にあるものの、昨年11月、大和高田市内において死亡事故が発生しています。

一人ひとりが交通事故に対して、決して他人事であるとは思わず、日頃から交通ルール・マナーを守っていくことが、悲惨な交通事故を減らすことにつながります。交通事故のない社会を実現するために、みんなで正しい交通ルール・マナーを守っていきましょう。

▽運動期間

9月21日（月）～30日（水）の10日間

▽交通事故死ゼロを目指す日

9月30日（水）

▽運動重点（全国重点）

- ①子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ②高齢運転者などの安全運転の励行
- ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の防止

〔生活安全課 内線322〕

まちづくり団体

女声コーラス アンダンテ



▽会員数 15人

▽活動概要 毎週木曜日の午後1時～3時に、マンション「シティヴィラ」の集会所で楽しく練習をしています。現在は新型コロナウイルスの影響で、リモート合唱にチャレンジしています。YouTube (<https://www.youtube.com/user/717mezo>) にもアップしていますのでお聴きいただければ嬉しいです。

また、毎年6月に「奈良県合唱祭」、11月に「大和高田市コーラスのつどい」で演奏しています。

▽団体理念 合唱の基本を楽しく身につけ、音楽をする楽しさを味わい、地域の音楽文化を推進すること。

▽連絡先 福岡 ☎23・33573

市民交流センター（コスモスプラザ）に登録している活動団体を、順次紹介します（順不同）。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせてください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

◎インターネット公売の実施〈動産〉

▷参加申込期間

9月25日(金)午後1時～10月12日(月)午後11時

▷入札期間

10月16日(金)午後1時～10月18日(日)午後11時

▷ところ Yahoo! 官公庁オークション

(<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

○動産(一例)



入札における注意や、入札方法に関してはYahoo! 官公庁オークションをご覧ください。

また、出品状況は変更となる場合があるので、詳しくは、市ホームページを確認するか、下記へ問い合わせてください。

「不動産公売」中止のお知らせ

本誌6月号で掲載の6月24日(火)に実施予定としておりました不動産公売は、実施日までに滞納市税が完納されましたので中止となりました。

〔収納対策室 内線236〕



まちの話題

新型コロナウイルス感染症対策への寄附

8月6日(木)、明治安田生命保険相互会社から、新型コロナウイルス感染症の拡大をふまえた社会貢献活動の一環として、寄附金218,300円の贈呈がありました。会社としてだけでなく、従業員による募金も含めたマッチング寄附という形で集まった寄附金とのことでした。

来庁された奈良支社長の菊野和洋さんによると、「大和高田市にゆかりのある全国の従業員からも幅広く寄附され、今後も貢献できることは積極的にしていきたい。」とのことでした。

〔企画創生課 内線271〕



明治安田生命保険相互会社の皆さんと堀内市長

夢と願いを込め 折り鶴で「オブジェ」

市PTA協議会が第14回「子ども夢街道」として「えがおで つながれ 高田っ子」をテーマに作成した「折り鶴のオブジェ」が8月6日(木)から21日(金)まで市役所1階ロビーに展示されました。使用した折り紙は約10,100枚で、参加人数は市内の6幼稚園・2こども園・8小学校・3中学校・3高等学校の園児・児童生徒約6,400人と地域の皆さんで、それぞれの「夢」や「願い」を書いた折り鶴を折りました。このオブジェは、市役所をはじめ、市内各園・学校に交代で展示されることになっていきます。

〔生涯学習課 53・6264〕



左から春山真美さん、堀裕明さん、堀内市長、梶木教育長

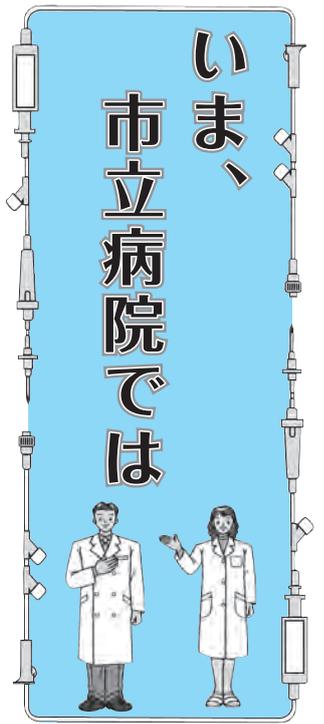
災害時の支援に関する協定を締結

8月7日(金)、大和高田市と奈良県LPガス協会高田支部が「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」を締結しました。LPガスは、避難所などでの調理や給湯などの主要なエネルギーとして活躍し、災害に強く、優先的に安定的に供給していただくことで被災者および避難者などの復旧活動の支援につながります。支部長の金田拓三さんは「LPガスの利便性を最大限に發揮したい」と話されており、堀内市長は「災害に強いエネルギーであるLPガスの協定を結んでいただき、ありがとうございます。」と話していました。

〔危機管理課 内線241〕



堀内市長(左)と金田拓三さん(右)



「特定看護師」について

皆さんは「特定看護師」と呼ばれる看護師を知っていますか。大和高田市立病院では、現在3名の「特定看護師」がさまざまな分野で活躍しています。

平成27年10月1日「保健師助産師看護師法」の一部が改訂され、「特定行為に係る看護師の研修制度」が施行されました。そしてその中で、今までは医師または歯科医師にしか認められていなかった医療行為のうち、21区分38行為が「特定行為」として定められました。「特定看護師」とは、手順書により、その「特定行為」を行うことのできる看護師のことです。医師または歯科医師の判断を待たずに医療行為を行うということはかなりの重責を担う業務ではありませんが、「特定看護師」が手順書により適切な治療や処置をタイムリーに実施することで、患者さんの早期回復に貢献する

ことができるのです。

当院で活躍している「特定看護師」のうち、1名は中央手術室において麻酔科医の指導のもと、主に麻酔補助業務にあたっています。麻酔補助業務は一見とても地味な業務のように思われますが、決してそうではありません。多くの病院では、侵襲性の極めて高い麻酔管理において、麻酔科医が単独で判断し自らが処置を行うことが一般的であり、未だにダブルチェックという安全システムが働いていないことがほとんどです。そこで安全な麻酔管理のためには、麻酔科医の診療内容を十分に理解できる医療スタッフ、つまり専属看護師の存在が不可欠なのです。もちろん麻酔中の全身管理は麻酔科医が主となって行いますが、患者さんの急変時には、麻酔科医が集中して重症患者さんの対応にあたることもできるよう、いざという時には麻酔科医不在時にもある程度の全身管理が

できるよう、日々麻酔科医の指導のもと、業務にあたっています。

また急性期内科病棟で勤務している「特定看護師」は、医師が外来診療や処置などで手が離せないとき、手順書により「動脈血採血」や「中心静脈カテーテルの抜去」、「人工呼吸器の設定変更」などを行っています。さらに医師カンファレンスにも参加し、医師、看護師間での情報共有を図っています。単に「特定行為」を行うだけではなく、「特定看護師」は看護(Care:ケア)の視点と治療(Cure:キユア)を行う医師の専門的な視点の両方を持つことで、両者をつなぐ役割を果たし、チーム医療の強化に貢献しています。

このように、大和高田市立病院では「特定看護師」が患者さんの早期回復に貢献し、患者さんやご家族に少しでも安心して治療を受けていただくよう、今日も業務にあたっています。

大和高田市立病院

中央手術室 特定看護師 浅田 淳

4階B病棟 特定看護師 黒松大悟

〔市立病院〕 ☎ 53・2901

健やかな毎日を おくるために



天満診療所 医師 梅本典江

「夏の疲れを持ちこたえ」

暑かった夏も終わりに近づき、ようやく朝夕は少し涼しくなってきたのに、なんとなく疲れがとれない、食欲がない、元気がでない…もしかするとそれは「秋バテ」かもしれません。

夏の高温多湿の環境が原因で

体力が消耗したり、胃腸の働きが弱って起こる食欲低下や体調不良を「夏バテ」といいます。一方で「秋バテ」とは、夏の間の冷房や冷たいものとりすぎによる体の冷えや自律神経が乱れているところに、朝夕と日中との寒暖差や、長雨や台風など不安定な気候、低気圧の影響が加わることが原因で起こります。夏の疲れが一気に表れ、「だるい」「頭が痛い」「めまい」といった不調に見舞われてしまうのです。

まだまだ外は暑いですが、屋内の温度差には気をつけ、体を冷やしすぎないようにしましょう。エアコンの風が直接当たらないよう風向きを変えたり、温度調節できるように上着やひざ掛け、靴下、腹巻きなどを活用しましょう。

夏の間は、そつめんなど炭水化

物に偏った食事や冷たい食べ物が多かったのではないのでしょうか。暑くて弱った胃腸の働きを整えるために、冷たいものはなるべく控え、温かいものをよく噛んでゆっくり食べるようにしましょう。不足しているたんぱく質やビタミン・ミネラルを意識してとるようにしましょう。

夜更かしせず、十分な睡眠をとって、翌日に疲れを持ちこたえようようにしましょう。季節の変わり目でよく眠れない、寝つきが悪いという人は、眠った時間にかかわらず、朝は決まった時間に起きて、太陽の光を浴びる習慣をつけましょう。朝の散歩やウォーキングで、適度に汗をかくのもおすすめです。夜は、お風呂にゆっくり入って心身をリラックスさせましょう。

天満診療所健康教室

▽とき 9月24日(休)

▽ところ 午後1時～2時 天満診療所

▽テーマ

「秋バテと気象病」

▽講師 梅本典江

〔天満診療所医師〕

天満診療所 ☎ 52・5557

人権シリーズ 210

「いい時間、いい仕事」



仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。また同時に、家事・育児・地域の活動も、暮らしに欠かすことのできないものです。男女を問わず、仕事と家庭生活をともに優先し、「人生の生きがい」を求めて暮らしています。

しかし、現実には「男性は仕事」「女性は育児に家事」という習慣が、今もなくなっていない。仕事の現場では、女性が婚姻や出産・子育てなどで、退職を余儀なくされ、家庭生活が優先されることがあります。そして、子育てが終わり、再就職を希望しても、自分の能力を充分発揮できる仕事に就くことは、容易ではありません。また、男性においても、子育てや家事に積極的に関わりたくても、仕事に追

われ女性まかせになってしまっていることが多くあります。

※人権シリーズ72号「ワーク・ライフ・バランス」仕事と生活の調和(一)(広報誌やまとたかだ平成21年1月号)から一部引用

10年以上前の文章がなお古びていないのは、現在も議論されている仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の課題だからでしょう。

昨今の調査では、「女性は…」「男性は…」という昔ながらの役割意識に反対する人の割合が増える人の割合を上回っています。しかし県内に限れば、賛成の比率が若干上がってしまっ現状があります。「周りもみんなそうしているから」「昔からそうしているから」と同調・維

持しようとする姿勢と、昨年度121位に順位を下げた「ジェンダーギャップ指数」(世界経済フォーラム)と、本当に関連はないのでしょうか。

また今年も、新型コロナウイルス感染症予防に関わり、働き方にリモートワークなどが試される中で、従来の生き方(ライフスタイル)や時間管理(タイムマネジメント)を見直す必要性も出てきました。

令和2年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズ「最優秀作は「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」でした。この「そっか」、つまり気づきと共感の姿勢が今こそ重要なものかもしれません。自分自身だけでなく家庭や地域、その他いろいろな立場の方々の自分らしい「いい人生」についても、先入観や思い込みを捨てて気づきあい、性別にとらわれない「いい時間の使い方」へとつながりましょう。

〔人権施策課 内線288〕



おしえてく生活困

生活困窮者自立支援法 就労支援センター

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を退職することになり、生活が苦しくなったYさんのお話です。

Yさんは、派遣会社で仕事をしていたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で会社の業績が悪くなり、派遣の契約を切られました。Yさんは就職活動をしたけれど、次の家賃を支払える見込みがなく、安心して就職活動ができる状況ではないとのこととで、相談にきました。Yさんは十分な食事もとれていない様子で、日常生活から立て直す必要があったため、社会福祉協議会で生活資金の貸付と、食料を支給するフードレスキューを行いました。

またYさんは、住居確保給付金制度の支給対象者であったため、就職活動を行う間、家賃を受給(上限あり)することができました。

Yさんは、派遣会社で仕事をしていたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で会社の業績が悪くなり、派遣の契約を切られました。Yさんは就職活動をしたけれど、次の家賃を支払える見込みがなく、安心して就職活動ができる状況ではないとのこととで、相談にきました。Yさんは十分な食事もとれていない様子で、日常生活から立て直す必要があったため、社会福祉協議会で生活資金の貸付と、食料を支給するフードレスキューを行いました。

またYさんは、住居確保給付金制度の支給対象者であったため、就職活動を行う間、家賃を受給(上限あり)することができました。

Yさんは、派遣会社で仕事をしていたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で会社の業績が悪くなり、派遣の契約を切られました。Yさんは就職活動をしたけれど、次の家賃を支払える見込みがなく、安心して就職活動ができる状況ではないとのこととで、相談にきました。Yさんは十分な食事もとれていない様子で、日常生活から立て直す必要があったため、社会福祉協議会で生活資金の貸付と、食料を支給するフードレスキューを行いました。

ここから始まる。

☎44・3111(直通)

新着図書のご案内



BOOK

サロン

一般書

閉ざされた扉をこじ開ける	稲葉 剛／著	朝日新聞出版
わかる！使える！粉体入門	山田 昌治／著	日刊工業新聞社
絵手紙初心者のための10のヒント	清野 章子／著	日貿出版社
オリンピック・マネー	後藤 逸郎／著	文藝春秋
ぜんぶ本の話	池澤 夏樹／著	毎日新聞出版

児童書

どっちが強い！？動物オリンピック編	今泉 忠明／監修	KADOKAWA
チョウはなぜ飛ぶか	日高 敏隆／文	岩波書店
キャベたまたんていこぶん時代へタイムスリップ	三田村 信行／文	金の星社
すごい虫ずかん	じゅえき太郎／絵	KADOKAWA
だれのほね？	たけうち ちひろ／切り絵	出版ワークス

電子図書館 新着コンテンツ



大人の日帰り旅 関西 2021		JTB パブリッシング
こんな会社で働きたい奈良編	ウーマンライフ 新聞社／著	ウーマンライフ新聞社
るるぶ気軽に楽しむ！古代史の旅		JTB パブリッシング
ビジネスチャット時短革命	越川 慎司／著	インプレス
必ず！報われる勉強法	眞上 久実／著	誠文堂新光社
健康な数値	猪俣 武範／監修	クロスメディア・ パブリッシング
歩くだけでウイルス感染に勝てる！	長尾 和宏／著	山と溪谷社
忙しい人のためのさくさく売れるメルカリ術	中野 有紀子／著	インプレス
へそで茶をわかず1～3(コミック)	茶畑 るり／著	ゴマブックス株式会社
新竹取物語 1000年女王1～5(コミック)	松本 零士／著	ゴマブックス株式会社

9月のおはなし会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9月に予定されていた「おはなし会」「おはなし会きらら」「えほんのじかん」を中止します。ご了承ください。

展示のご案内

玄関展示

9月10日(休)～16日(休)の自殺予防週間にちなみ、図書館では「ゲートキーパー」に関連する展示を行います。「ゲートキーパー」とは命の門番といわれ、大切な人の変化に気づき適切に接する人のことです。

一般展示

「スポーツ」をテーマにラグビーや陸上、野球など、さまざまなフィクション・ノンフィクション作品をピックアップして集めています。スポーツの秋におすすめです。

児童展示

「こわい絵本、あつめました」をテーマに秋の夜長に読みたい「こわ～い絵本」を集めています。お化けの絵本をはじめ、不思議な雰囲気絵本もあります。

〔市立図書館 ☎ 52-3424〕

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談 (予約優先)	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日(6、12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	原則第4火曜日 詳しくは、問い合わせてください。	午後1時～4時	総合福祉会館	広報広聴課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時 (内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します)			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談 (要予約)	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談 (要予約)	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談 (要予約)	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談 (要予約)	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談 (要予約)	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日 平日(火曜日を除く)の午前9時～午後4時の間に予約、問い合わせ	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごとiセンター ☎24-2010
借金おなやみダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん (高齢者・障がいのある人のための法律相談)	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・変更等になる場合があります。



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、働くよろこびをもちましよう。

一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。

一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。

一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。

一、自然をまもり、平和なくらしをきざましよう。